加知　千尋　眞田　嘉博　橋本　勝郎
橋本　博年　八賀　忠夫　林　重男
平山　新　保平　良仁　柳澤　信
瑞宝双光章を授ける（各通）
大隅　藤治　鈴木　朝男　宮内　務
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十二日）
川井　充
（琉球大学名誉教授）　新城　明久
瑞宝中綬章を授ける（各通）
川崎　重朗　岸田　浩
（徳島大学名誉教授）　中村　觀善
渕上　光雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊藤　芳和　内城　正治　尾形　勲
折原　栄　河野　文夫　河本　武司
北田　節郎　黒岩　廣道　高岡　嘉昭
栃窪洋太郎　中野　啓治　丹羽　盛秋
野村　春治　林　文典　松永　善一
瑞宝双光章を授ける（各通）
神永　幸雄　川内谷幸美
能勢　隆　星野　啓一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）
赤澤　正夫　牛澤　養吉　奥　勝郎
川邊　弘　神田　俊郎　高橋　善昭
谷　五郎　野田　成一　横山　健次
瑞宝双光章を授ける（各通）
渥美　富雄　加納　進也　千葉　洋
中井　英典　松丸　啓
（三等陸尉）　皆川　富夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十四日）
南里　正也
瑞宝小綬章を授ける
朝見　了　岡本　潤次　小山田正平
（検察事務官）　柿澤　摂
北村　彰朗　瀬上　修作　鳩山　茂
瑞宝双光章を授ける（各通）
荒井　篤　岩崎　好夫
小友　寛　中田　嘉一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）
小野寺信夫　神田　義哉
後藤　年賢　徳永　三生
瑞宝双光章を授ける（各通）
畑河内　修　別所伊佐夫　三宅　武
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十六日）
田中　章
瑞宝双光章を授ける
山本　茂夫
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十七日）
齋藤　要　西川　恵祐
瑞宝双光章を授ける（各通）
神谷　俊彦　久野　隆美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十八日）
藤井　清人　藤井　健司
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月三日ドミニカ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日パナマ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日ミクロネシア国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第７項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年11月７日　総務大臣　山本　早苗

1　受付期間　平成28年11月８日（火）午前８時30分から同年12月８日（木）午後５時15分まで
2　地上基幹放送を行う対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）　別表のとおり
3　基幹放送の区分　超短波放送（コミュニティ放送を除く。）
4　周波数　別表のとおり
5　申請書の提出場所及び問合せ先
⑴　設置場所（送信場所）が青森県の場合　東北総合通信局　〒980―8795　仙台市青葉区本町３丁目２―23　仙台第２合同庁舎　放送部放送課（電話番号022―221―0671）
⑵　設置場所（送信場所）が和歌山県の場合　近畿総合通信局　〒540―8795　大阪市中央区大手前１丁目５―44　大阪合同庁舎第１号館　放送部放送課（電話番号06―6942―8568）
⑶　設置場所（送信場所）が広島県又は山口県の場合　中国総合通信局　〒730―8795　広島市中区東白島町19―36　放送部放送課（電話番号082―222―3382）
⑷　設置場所（送信場所）が鹿児島県の場合　九州総合通信局　〒860―8795　熊本市西区春日２丁目10―１　熊本地方合同庁舎　放送部放送課（電話番号096―326―7875）

別表

放送対象地域	地上基幹放送局	
	設置場所（送信場所）	周波数（MHz）
青森県	青森県	90.2
和歌山県	和歌山県	94.2
広島県	広島県	94.6
山口県	山口県	92.3
鹿児島県	鹿児島県	86.7

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年11月７日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	45号	仙台市宮城野区扇町１丁目１番11から同市宮城野区扇町１丁目９番14まで

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、奈良労働局の関係労働者を代表する者鎌戸平治の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年11月７日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、奈良労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成28年11月16日
4　推薦書及び添付書類提出先　奈良労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月７日

千葉労働局長　福澤　義行

第４号中「１時間869円」を「１時間884円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。